

# MCS税理士法人通信～税制改正特集～ 号外版3号

## 第三回 定期金に関する権利の評価について

今回の税制改正特集は、定期金に関する権利の評価について一部紹介します。「定期金」という馴染みのない言葉ですが、多くの方が関わっている可能性がありますのでぜひご一読ください。

以前に、「相続対策にもなる」と言われ加入した年金型の保険はないでしょうか。具体的には、一時払個人年金保険や変額年金保険などと呼ばれるものがこれにあたります。定期金とは、いわばこの年金を受取る権利のことです。この定期金を使った以前の節税（贈与税）対策は次のようなものでした。

1億円の現預金を父から息子へ贈与したいと考えた場合、現預金のまま贈与すると贈与税の対象となる評価額は1億円となり、1億円の約50%の贈与税がかかる。これに対し、現預金ではなく一時払個人年金保険などに加入して1億円を36年以上の年金で受取る契約をし、受取が開始された時に、年金を受取る権利を息子へ贈与する。この場合残存期間によって、贈与税の対象となる評価額は次の表のとおり1億円の20%の2千万円となり、2千万円に約50%の贈与税がかかる。つまり1億円の受取り方を変えることで節税ができたわけです。

(相続税法第24条1項)

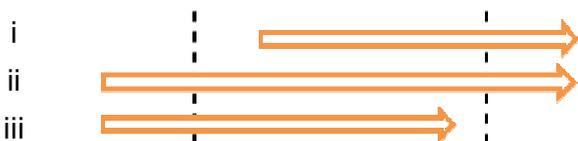
残存期間	5年以下	5年超10年以下	10年超15年以下	15年超25年以下	25年超35年以下	35年超
割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

この評価額は、昭和25年当時の基準利率や平均寿命などをもとに定められたものであり、現在の実態とは合わないことなどから改正されることとなりました。改正後の評価額は次の①～③うち最も大きい金額となります。

- ①解約返戻金相当額      ②定期金にかえて一時金で受け取ることができる場合には、一時金相当額  
③基準利率等を基に算出した金額      (①②③いずれも改正前の評価額より大きくなると思われます)

なお改正が適用される時期は次のとおりです。

平成22年4月1日      平成23年4月1日



- i 平成22年4月1日以後の契約→改正後の評価方法  
ii 平成22年3月31日以前に契約し、平成23年4月1日以後に贈与した場合→改正後の評価方法

iii 平成22年3月31日以前に契約し、平成23年3月31日までに贈与した場合→改正前の評価方法が適用可能

今後は上記のような節税対策が使えないこととなりました。このように税制改正によって保険商品が目的通りに使えないことがあります。MCSの担当者に保険証券を提示して商品内容の確認をしてください。

## MCS税理士法人 青山事務所・立川事務所

〒107-0062

東京都港区南青山3-13-1 小林ビル4階

電話：03-5786-0340 F A X：03-5786-0341

<http://mcs-sougou.tknf.com>

mail: bzq22140@tknf.or.jp

〒190-0023

立川市柴崎町3-11-4 千代田生命立川ビル4階

電話：042-595-7671 F A X：042-528-6949

<http://www.mcs-office.jp>

mail: info@mcs-office.jp